



平成17年(三)第10015号 地位保全仮処分命令申立事件

決 定

神戸市東灘区向洋町中3-2-5-116

債 権 者	里 上 讓 衛
同 代 理 人 弁 護 士	松 本 健 男
同	永 見 寿 実

大阪市東淀川区大隅2丁目2番8号

債 務 者	学 校 法 人 大 阪 経 済 大 学
同 代 表 者 理 事	井 阪 健 一
同 代 理 人 弁 護 士	俵 正 市
同	寺 内 則 雄
同	高 橋 英

主 文

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 申立費用は、債権者の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 申立ての趣旨

債権者が、平成17年4月1日以降3年間、債務者人間科学部の特任教員の地位にあることを仮に定める。

第2 当事者の主張

1 争いのない事実

(1) 債務者は、大阪経済大学（以下「本件大学」という。）を設置する学校法人である。本件大学には、経済学部（第1部、第2部）、経営学部（第1部、第2部）、経営情報学部及び人間科学部がある。

そして、井阪健一（以下「井阪理事長」という。）が、債務者の理事長を務めている。

(2) 債権者は、昭和35年3月、京都大学大学院農学研究科農林経済学専攻修士課程を修了し、農林省（当時）に勤務したが、昭和44年4月に本件大学の講師に就任し、昭和47年に本件大学の助教授に、昭和54年に本件大学の教授となり、昭和57年4月から1年間は教養部長、平成9年5月から2年間は教務部長、平成14年2月から平成16年10月までは学長補佐の職にあった。

(3) 債権者は、本件大学の人間科学部に所属していたところ、平成17年3月をもって満70歳になった。

(4) 債務者においては、就業規則によって、教員の定員は満70歳であり、定年に達したときは退職と定められている。また、これとは別に、特任教員に関する規程が定められており、定年退職者について、一定の要件の下に、特任教員の資格を与えられた場合には、3年間の任期が定められている。

特任教員の任用の要件として、学長を委員長とし、経済学部、経営学部、経営情報学部及び人間科学部の4学部の部長、教務委員長、経済学研究科長並びに経営情報研究科長によって構成される特任教員推薦委員会が推薦を決定した者を、その者が所属する学部の教授会に推薦し、当該教授会は、推薦された候補者について特任教員としての任用を決定することとされている。

債権者については、平成16年10月29日、特任教員推薦委員会において、債権者を特任教員候補者として推薦するとの決定がされ、同日開催された人間科学部教授会において、債権者を特任教員として任用するとの決定がされた。

(5) 井阪理事長は、平成17年3月22日、本件大学の理事長室において、債権者に対し、「あなたをこの4月からの特任教員に任用しないこととしたので通告します。」と通告した（以下「本件不任用」という。）。

## 2 債権者の主張

債権者の主張は、地位保全仮処分申立書及び各主張書面記載のとおりである

から、これらを引用するが、その骨子は以下のとおりである。

(1) 保全すべき権利関係について

ア 特任教員の任用に関しては、教授会に任用権限がある。そして、債権者については、人間科学部教授会において、特任教員としての任用が決定されており、債権者は債務者の特任教員たる地位を有する。

また、本件大学においては、満70歳の定年退職前に、所定の手続を経て、教授会が特任教員としての任用を決定した場合には、定年後も定められた任期の間、特任教員として雇用を継続するという扱いが、事実たる慣習として確立し、労働契約の内容を構成し、法的拘束力を有していた。

イ 債務者の理事会は、特任教員の任用について裁量を有していないから、前記教授会の任用決定は理事会を拘束する。本件不任用は、大学の自治や教授会の自治を否定するものであって、許されない。

また、債務者の理事会に特任教員の任用権限があるとしても、本件において、債務者の理事会は特任教員の任用に関して決定をしていない。

ウ そして、本件不任用を合理化するような点は何ら存しない。

(2) 保全の必要性について

債権者は、本件不任用により、大学行事への参加、人間科学部での授業、教育研究活動や研究室の利用もできなくなり、基本給や各種手当の支払も一切受けられなくなるおそれもある。

また、債権者の担当予定科目について、開講延期の措置がとられたため、受講希望の学生も多大の迷惑を受けている。

さらに、債権者は、特任教員たる地位を失われたことによって、その名誉・信用についても著しい損害を受けている。

3 債務者の主張

債務者の主張は、答弁書及び各主張書面記載のとおりであるから、これらを引用するが、その骨子は以下のとおりである。



(1) 保全すべき権利関係について

ア 人間科学部教授会は、債権者を特任教員候補者として選考（決定）したが、平成17年3月15日に開催された理事会において、債権者の再雇用に関して理事長に一任し、これを受けて、井阪理事長は、同月22日、債権者を特任教員に採用しないことに決定した。

そして、債権者は、就業規則第18条の定年規定によって、満70歳に達した学年の末日である平成17年3月31日をもって退職し、特任教員に採用されなかったことにより、債務者における身分を喪失した。

イ 特任教員の任用を決定するのは、債務者の理事会であって、教授会ではない。

教授会は、特任教員の任用について、理事会に対し意見を具申するために審議決定するにすぎず、その決定は、理事会の意思決定を拘束するものではないし、私立大学においては、大学の自治の概念は、適用されることも類推適用されることもない。

また、本件大学において、定年退職した教員について特任教員として再雇用される旨の事実たる慣習は存しないし、特任教員の任用に関する教授会決定が再雇用の決定であるとする事実たる慣習も存しない。

ウ 債権者には、就労請求権はないし、債権者の研究は大学の研究室以外でも行うことができるのであって、研究という労務の提供について特別の合理的利益を有していない。

(2) 保全の必要性について

債権者には、貸金仮払いの必要性は認められないし、財産的損害以外の著しい損害も存しない。そして、債権者に就労請求権がないことに照らせば、地位保全の必要性は認められない。

また、本件大学は、債権者の担当予定であった講義について、これに対応する措置を講じている。

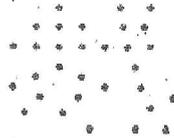
### 第3 当裁判所の判断

1 債権者は、本件において、3年間特任教員たる地位を仮に定めることを求めているが、このような仮の地位を定める仮処分命令は、争いがある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするときに発することができるものであり（民事保全法23条2項）、かかる必要性が認められなければ、保全すべき権利関係について判断するまでもなく、その申立てを却下すべきであるから、まず、保全の必要性の有無について検討する。

2 債権者は、本件不任用により、基本給や各種手当の支払が一切受けられなくなるおそれがある旨主張する。

この点、労働者にとって、賃金は、労働契約上の労働者の権利の中核をなすものといえることができる。しかし、本件において、債権者は、賃金の仮払いを求めているものではないし、疎明資料（乙5、6）及び審尋の全趣旨によれば、債権者は、債務者から長年にわたって高額の給与を支払われており、平成16年分については、年額1444万7000円の給与を支払われていたこと、平成17年3月31日に債務者から退職金として3771万9000円が支払われたことが認められるのであって、本件不任用によって、債権者が債務者から賃金の支払が受けられないようになることをもって、保全の必要性があるということとはできない。

3 債権者は、本件不任用により、大学行事への参加、人間科学部での授業、教育研究活動や研究室の利用ができなくなり、受講希望の学生も多大の迷惑を受けている旨主張し、債権者の陳述書（甲12、20）には、本件不任用により、①債権者担当予定の講義・科目について学生が受講できず、受講生の損失がある、②債権者の研究活動にとって研究室に置かれている大量の図書・資料は極めて重大であって、これらの図書・資料を引き続き利用する必要があり、研究、教育、論文、書籍の出版等の債権者の今後の活動にも多大の影響を与える旨の

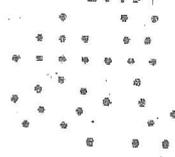


記載がある。

この点、大学教授にとって、学生に対して講義を行うなど授業を担当することは、その学問的研究成果を発表する機会であり、その研究を深め、発展させるための重要な要素をなすものといえることができる。しかし、本件において、債権者が特任教員たる地位を有することを仮に定めたとしても、これによって当然に債権者が講義を担当することができるようになるとは認めるに足りない上、疎明資料（甲18、20、乙28、29）及び審尋の全趣旨によれば、債務者は、「今後、仮に、暫定的に教授の地位が認められましても、本学としては、授業を担当してもらうことは考えておりません」という告示を掲示しており、債権者の担当予定であった授業の一部については代替措置が講じられていることが認められ、債務者が債権者に授業を担当させる措置をとることも期待し難い。加えて、疎明資料（甲20、乙19、30、37）及び審尋の全趣旨によれば、債務者の井阪理事長は、債権者に対し、本件不任用の通告に際して、非常勤講師としてであれば勤務できる旨述べたのに対して、債権者はこれを拒絶したことが認められ、債権者がこれに応じていれば、少なくとも授業の担当は可能であったと認められる。債権者は、結局、これに応じなかったものであって、以上の点に照らせば、本件不任用によって、債権者が授業を担当することができなくなったことをもって、保全の必要性があるということとはできない。

また、本件不任用によって、学生が多大の迷惑を受けるという点についても、学生の不利益にすぎないのであって、これをもって債権者に著しい損害や急迫の危険が生じるということとはできない。

そして、本件不任用によって、債権者が、研究室に置かれている図書・資料を利用できないとする点については、疎明資料（甲16）及び審尋の全趣旨によれば、債権者が本件不任用により本件大学内の個人研究室を利用できなくなったと認められ、これは一般的には大学教授たる債権者の研究活動にとって不利益となると考えられるものの、債権者が陳述書（甲12）で自認するように、



研究活動は研究室内においてのみ行われるものではないのであって、本件不任用によって、債権者が研究室に置かれている図書・資料を利用できなくなったことをもって、保全の必要性があるということとはできない。

その余の点についても、本件において、債権者が主張するような活動ができなくなることによって、債権者において、具体的に著しい損害や急迫の危険が生じることを認めるに足りる疎明はなく、保全の必要性があるということとはできない。

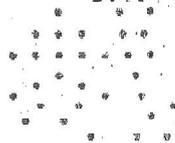
4 さらに、債権者は、本件不任用によって、名誉・信用についても著しい損害を受けている旨主張し、債権者の陳述書（甲20）には、本件不任用により、大学の内外における信頼・信用が著しく損なわれ、著しい精神的苦痛を受けている旨の記載がある。

しかし、本件不任用は、それ自体、直ちに債権者の名誉・信用を傷つけるものということとはできないし、仮に、債権者の名誉・信用が傷つけられたとしても、そのことをもって直ちに保全の必要性を認めるには足りない。加えて、疎明資料（甲8, 16, 乙37）及び審尋の全趣旨によれば、債務者が本件不任用に関して第三者に知らせるような活動等を行ったのではなく、債権者自身が、本件不任用が不当であることを第三者に対して訴えていることが認められ、本件不任用により債権者の社会的評価が低下したとしても、債権者自身の行動に起因する点もあるというべきであって、以上に照らすと、本件不任用により債権者の名誉・信用が傷つけられるということをもって、保全の必要性があるということとはできない。

5 そして、ほかに保全の必要性を認めるに足りる疎明はない。

6 以上によれば、保全すべき権利関係について判断するまでもなく、本件申立ては保全の必要性を欠くものであるから、却下することとして、主文のとおり決定する。

平成17年7月4日



大阪地方裁判所第5民事部

裁 判 官

下 田 敏 史



こ れ は 正 本 で あ る。

平成 17. 7. 4 日

大阪地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 小 勝 負 善

